

連番	ご意見のあったページ	ご意見等の概要	市からの回答	修正の有無
1	本編 1-14 3-89	3-89ページにおいて「市が備蓄する食糧は、想定最大避難者数22,000人を基準として整備する。」とあるが、1-14ページでは「■本市における地震被害の予測結果」の表中の中央構造線断層帯での避難者22,244人と記載されているので想定した人数以上の備えをする方がよいのではないのでしょうか。	ご指摘を踏まえ、当該部分を23,000人に修正いたします。	追記・修正します
2	本編 2-19	「・・・交通確保を優先し、予期しない降雪に伴う被害を軽減するための措置をとる」と記載されていますが、香芝市では、事前の天気予報で注意が必要な降雪は予期できる為、記載を変更してはいいのでしょうか。また、香芝市では、雪害だけでなく道路凍結に対する予防措置項目も作るべきと考えますがいかがでしょうか。	ご指摘いただいた事項を踏まえ「予期しない降雪」を「豪雪等」に修正いたします。なお、本計画は、大規模な災害を対象としているため、道路凍結対策については一般施策検討の参考とさせていただきます。	追記・修正します
3	本編 2-61	能登半島地震のニュースを見て、各世帯で給水袋を準備することの必要性を周知するべきではないのでしょうか。	第2編 災害予防計画 第2章 災害に備えた防災体制の確立 第10節 緊急物資確保体制の整備 p2-61において、市民による備蓄の推進を記載しているところです。災害教訓を踏まえ、市民の皆様にも特に備蓄をお願いしたい品目について例示するべく、当該ページにおきまして「生活必需品（特に、常備薬、携帯トイレ、ウェットティッシュ、歯ミカキシート、モバイルバッテリー等）」と記載しておりますが、こちらを「生活必需品（特に、常備薬、携帯トイレ、ウェットティッシュ、歯ミカキシート、モバイルバッテリー、給水袋等）」と修正したいと考えます。	追記・修正します
4	本編 3-53 4-65	炊き出しの際に成分表を掲示することも大切ではないのでしょうか。	アレルギー対応については少量でも重篤な症状を引き起こされる方もおられ、その方々への配慮も必要であるため、現時点では食物アレルギーを有する者の把握やアセスメント（対応について判断すること）の実施を行うこととしているところです。 ※可能であれば、計画内に明記	追記・修正します
5	本編 3-77 4-85	生活全般について「とことん親切に対応」する。と記載があり、気持ちはとてもありがたい表現ですが、ここだけ表現が違うので改められてはいいのでしょうか。	計画内での表記を統一するため「思いやりを持って対応する」に修正いたします。	追記・修正します
6	資料編 41	直近の能登半島地震で飲み水が大きな課題となっていますので、当該データの更新、香芝東中学校などに設置の貯水槽の一覧表や、給水タンクの数と場所と貯水キャパなどを追記してはいいのでしょうか。	資料41には耐震性貯水槽の設置場所・容量については追記します。また、その他の詳細な情報につきましては、今後ホームページに掲載することも検討します。	追記・修正します
7	資料編 42	最新の備蓄状況を記載してはいいのでしょうか。また、指定避難所ごとの備蓄項目のページも必要と思います。	資料42～44の災害用備蓄品のデータにつきましては日々変動しておりますので、地域防災計画の修正作業の完了時点で、最新のデータを反映するようにいたします。指定避難所ごとの備蓄リストについては、物資の移動や更新の頻度を考え、掲載しておりません。	追記・修正します
8	資料編 42	同様に災害備蓄用物資のデータを更新してはいいのでしょうか。	再掲となりますが、令和6年2月時点の備蓄リストに更新いたします。	追記・修正します
9	資料編 47～50	「区分」「協定名」の下線が表記されておらず、区分、協定名の判らない協定がありますので確認をお願いいたします。	罫線の表記を確認し、修正いたします。	追記・修正します
10	資料編 89～95	資料を貼り付けているのが読みにくいので、転記して掲載するのはいいのでしょうか。	原典データが削除されており、今後のデータ更新が困難となったため、奈良地方気象台がとりまとめている資料に更新いたします。	追記・修正します
11	その他	休耕地等を仮設トイレに活用するため、穴を掘って埋めるトイレに関する規定を設けてはいいのでしょうか。	市街化が進行している本市において、民地に野外素掘りトイレ等を設けることは、利用者の安全性や生活環境の保全及び公衆衛生上の点から、市が推奨することは想定しておりません。	原案のとおりとします
12	その他	市の災害対策本部の会議はオンライン配信のちにオンデマンド配信すると良いと思います。	災害対策本部会議は、大規模災害の直後から適宜会議を開催することになっております。本市からの情報はSNS・ホームページ等で随時発信することを想定しておりますが、確定前の情報や個人情報等も扱うことが予想されることから、現在のところオンライン配信又はオンデマンド配信は考えておりません。	原案のとおりとします
13	その他	バブコムを記入してくださる市民に対して読みやすい資料にしてください。	今後の参考とさせていただきます。	原案のとおりとします
14	その他	香芝市の防災アプリがあれば、様々な情報の取得に有益ではないのでしょうか。	今後の防災・減災施策検討の参考とさせていただきます。なお、香芝市ではヤフー株式会社様と「災害に係る情報発信等に関する協定」を締結しており、アプリ「Yahoo!防災速報」を通じて、市からのお知らせや情報の配信等を行えるようにしています。今後も同アプリの周知も含め、啓発に努めてまいりたいと存じます。	原案のとおりとします
15	本編 1-3	「金剛断層」という表記について「金剛山地東縁断層」と聞くこともあり、名称の違いはわかりませんが、同じであれば並記してはいいのでしょうか。	金剛断層が属する中央構造線断層帯は、奈良県金剛山地東縁から大分県由布院に至る全長約44.4kmの長大な断層で、過去の活動時期や断層の形状等の違い、平均的なずれの速度などから、①金剛山地東縁区間、②五糸谷区間、③根来区間、④紀淡海峡～門門海峡区間、⑤讃岐山脈南縁東部区間、⑥讃岐山脈南縁西部区間、⑦石鏡山脈北縁区間、⑧石鏡山脈北縁西部区間、⑨伊予灘区間、および⑩豊予海峡～由布院区間の10区間に分けられます。現記載の「金剛断層」は、奈良県地域防災計画p32にあるとおり「新編 日本の活断層」（東京大学出版会）となります。	原案のとおりとします
16	本編 1-3	市域の直下に位置しないのですが、生駒断層帯の想定震度分布において香芝市南部への影響が大きいので掲載した方がよいのではないのでしょうか。	市域外にある断層も含めまして、1-4ページに地震調査研究推進本部が公表している「■奈良県とその周辺の主な活断層及び被害地震」を掲載しているところです。	原案のとおりとします
17	本編 1-7～1-9	「現況：例）危険物貯蔵所、取扱所、延焼危険区域など」の具体的なエリアを防災マップに記載してはいいのでしょうか。	各種のハザードマップ作成時の参考とさせていただきます。	原案のとおりとします
18	本編 1-9～1-10	自助共助の向上のため、防災マップ等で「延焼危険区域、人口集中地域」などを可視化してはどうか。市民全体への可視化が難しい場合は、せめて自治会、自主防災組織への共有をお願いしたい。	各種のハザードマップ作成や地区防災計画などの作成時の参考とさせていただきます。	原案のとおりとします
19	本編 1-14	被害想定の人数、件数を可視化し、より市民にわかりやすくする資料等の作成を検討してほしい。	香芝市総合防災マップにおいて「ゆれやすさマップ」を掲載し、注意喚起を行っているところですが、今後とも、奈良県と連携し、より分かりやすいマップ作成時の参考とさせていただきます。	原案のとおりとします
20	本編 1-19	「行政の責務と市民の心がまえ」については、行政と市民とで共有し続けることが重要な項目と思うので、各種資料を作成し配布、告知するだけでなく、人の言葉でもって伝えてほしい。	本市では、香芝市政出前講座なども通じて共有を図っているところですが、今後の防災・減災施策の参考とさせていただきます。	原案のとおりとします
21	本編 1-20	■防災に関する基本方針（防災ビジョン）を自分の身近な景色（具体的な団体名（〇〇自主防災組織）施設名（〇〇施設））などと「関連づけて」市民がわかりやすい資料（防災マップ）が作成できるようにしてほしい。	市内各地区における地区防災計画の作成時に提示するなど、検討資料作成時の参考とさせていただきます。	原案のとおりとします
22	本編 1-21	能登半島地震において、初動で施設の使用ができない現状があったので、耐震化、自家発電以外に、家具固定、ガラス飛散防止も明記してはどうか。	第2編 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくり 第2節 建築物等の安全強化 1. 建築物等の耐震対策において対策を講ずることとしているところです。	原案のとおりとします
23	本編 1-31	「ラジオ 株式会社」とありますが、事業所名が入っていないのでは。	前行の「朝日放送」から続きとなっており、「朝日放送ラジオ株式会社」となります。	原案のとおりとします
24	本編 1-31	2-41（2）災害派遣精神医療チーム（DPAT）に当該組織は記載されているが、防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱にDPAT（災害派遣精神医療チームDisaster Psychiatric Assistance Team）を記載するの必要はないか。また、民間の国際援助団体は中間支援団体に含まれるのか教えてください。	第6 指定地方公共機関については、奈良県地域防災計画 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱との整合を図る必要があることから現行記載のとおりです。民間の国際援助団体などは非政府組織のため、その活動内容は当該法人が主体的にご判断されることになり、本市に関わる災害時に中間支援団体としての役割を担われるのは現時点でわかりかねます。なお、内閣府では、全国域の災害中間支援組織である「全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOD）」などとの連携による被災者支援体制の整備が進められているところです。	原案のとおりとします

連番	ご意見のあったページ	ご意見等の概要	市からの回答	修正の有無
25	本編	1-32 社会福祉法人香芝市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターとして中間支援団体と協働することが多いと思うので、中間支援団体との協働を記載してはどうか。	第6 指定地方公共機関については、奈良県地域防災計画 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱との整合を図る必要があることから現行記載のとおりです。	原案のとおりとします
26	本編	1-34 「被災建築物応急危険度判定士」の育成をどこに入れてはどうか。（市職員と協働で動ける人員を、事業所を含む地域住民の中で見つけ、普段からつながりを築いておくとうまい）	「被災建築物応急危険度判定士」の育成については、本県においては奈良県及び（一社）奈良県建築士会が主体となっており、「被災建築物応急危険度判定士養成講習会及び判定士登録」などが行われているところです。	原案のとおりとします
27	本編	2-1 香芝市は近隣地への支援拠点となる可能性が高いと思われるので、各方面への支援に向けた拠点となる防災空間という視点での整備も必要かと思う。仮に自らが被災した場合においても仮設住宅を建築する場所として活用が見込まれる。二次避難が難しい地域なので広い空間が必要と思う。	奈良県及び関西広域連合における広域的な防災拠点の整備や広域避難体制の充実なども注視し、防災空間の確保を検討する場合の参考とさせていただきます。	原案のとおりとします
28	本編	2-2 小中学校、公園への防災かまどの設置も必要ではないでしょうか。	防災かまどの日常の維持管理体制や災害時の有用性などを踏まえ、今後の参考とさせていただきます。	原案のとおりとします
29	本編	2-3 緊急輸送道路について普段から市民に広く伝えてほしい。	奈良県と連携し、防災・減災施策の周知を行う際の参考とさせていただきます。	原案のとおりとします
30	本編	2-23 公共施設とは具体的にどこのことか？通信環境等の充実整備は、指定避難所となる主要なところにも必要と思う。	「（2）代替施設の確保 市役所が被災することにより災害対策本部の運営に支障をきたさないように、かたみ文化センター等の公共施設を代替施設として位置づける。」と記載のとおりです。また、当該事項は災害対策本部設置の代替施設に関する事項を記載しております。	原案のとおりとします
31	本編	2-23 自治体の災害対策本部だけでなく、自主防災組織や避難所の災害対策本部も設置できる設備を整え、連絡がとりやすい環境を整備することも記載してはどうか。	今後の参考とさせていただきます。	原案のとおりとします
32	本編	2-23 市の災害対策本部用の備蓄だけでなく、協力する地域の災害対策本部用の備蓄も同時に備蓄してはどうか。共通の備蓄をすることで災害時の立ち上げ、運営に関する混乱が起きにくくなり、合同訓練をする際もやすくなる。また、市が地域の災害対策本部に入る際も操作等の混乱も起きにくくなる。	本市においては、分散備蓄を進めているところであり、今後の参考とさせていただきます。	原案のとおりとします
33	本編	2-23 奈良県が緊急輸送道路として指定している国道168号について、志都美方面に一部狭い区間があるのか心配である。	国道168号については奈良県による4車線化事業が実施されており、現時点では、北今市橋から旭ヶ丘印地車入口交差点付近までの工事が行われています。残りの区間についても、順次用地買収を進めていく予定と伺っています。	原案のとおりとします
34	本編	2-24 ヘルメットやライフジャケットは、自主防、社協などの関係団体ごとに色分けやステッカー等で分類できるようにすれば、外部から来た人との区別がつけやすくなるのではないのでしょうか。外部から来た人との見分けをまずすることで防犯対策ともなります。	複数の他団体との調整や、既存の資機材との兼ね合いもあろうかと存じますが、ご意見として参考とさせていただきます。	原案のとおりとします
35	本編	2-25 地域住民等が主体となった訓練の実施支援だけでなく、市が主体的になり共に企画実施することも必要ではないでしょうか。	前段において「地域防災計画や水防計画等の習熟、連携体制の強化及び市民の防災意識の向上を図ることを目的として、組織動員、避難、通信等の総合訓練及び大規模地震、並びに水防、危険物、市街地大規模火災等の災害別防災訓練を実施する。」と記載しているところです。	原案のとおりとします
36	本編	2-25 同じ免許や技能を持った地域住民との協働の防災教育の機会をつくり、プロセスを共にすることで地域住民との共助が醸成されます。	「様々な機会を通じて防災教育を実施する。」と記載しているところであり、防災教育の実施時の参考とさせていただきます。	原案のとおりとします
37	本編	2-29 災害時の情報伝達手段として、地域のコミュニティFM放送局との連携を記載してはいかがでしょうか。	当該事項については「報道機関を通じた情報提供、広報車による広報等の体制を確立するとともに、・・・」と記載しているように、災害時の情報提供体制等を確立すべく災害時における放送に関する協定をFMヤマトを運営する合同会社YAMATOと令和3年3月17日に締結しているところですので今後とも連携を図ってまいります。	原案のとおりとします
38	本編	2-38 救護所となる指定避難所の救護所に必要な備蓄はありますか？もし、DMAT等が持参することを想定し備蓄してないのであればそもそもDMATが入ってこない状況を想定した備蓄も必要ではないでしょうか。	「・・・適切な医療が実施できるよう、医療活動チームや救護所の設置、トリアーザップやパーティション等一定程度必要となる資機材の確保等、」を今回の修正案において新たに位置付けており、医師会等の関係機関にもご意見を伺いながら調整してまいります。	原案のとおりとします
39	本編	2-45 スフィア基準も可能な限り含めた内容にしておくとうまいと思います。	地域防災計画は、災害対策基本法に基づく法定計画であるため、今後の防災基本計画、奈良県地域防災計画等の修正動向とも整合を図り避難収容体制の充実にも努めてまいります。	原案のとおりとします
40	本編	2-50 「福祉避難所は、より専門的な支援が必要な避難者のために確保されるものであり、避難所等で生活可能な避難者は受入対象としないことについて、市民に周知する。」とあるが、これよりも避難しながら支援者として運営に携わる地域の人を受け入れる想定の方が望ましいのではないかと。（事前に自主防等と運営内容を協議する機会を持ち、プロセスから共にするとよい。）	今後の参考とさせていただきます。	原案のとおりとします
41	本編	2-51 指定避難所区域ごとの具体的な目標値を教えてください。要配慮者、飼育ペットに関しても記載してほしい。	本市では、災害時に敷地の一部を一時避難場所としてご提供いただくべく民間施設の管理者様と協定を締結するなどの取り組みをしておりますが、現時点で指定避難所区域ごとの目標等は、公表しておりません。	原案のとおりとします
42	本編	2-51 非常用電源の燃料の備蓄は3日分程度となっているが1週間分は必要かと思えます。（南海トラフ地震の際ならばなおのこと）	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（内閣府）」等を参考に、震災後72時間を入命救助に注力するため非常用電源の燃料の備蓄量を3日分としています。燃料は危険物であり、備蓄には法的・設備的な要件があることから、72時間分以上の燃料は補給する形で対応する想定です。	原案のとおりとします
43	本編	2-51 「避難者の入浴については、総合福祉センター以外で浴場をもつ施設を選定し、災害時での協力を依頼（協定締結を含む。）する等の対策に努める。」とのことですが、どこがあるのでしょうか？葛城市のかきみの湯は地震があった場合被災している可能性が香芝より高いように思えます。	避難者の入浴支援については、入浴施設をはじめ介護施設なども対象に検討を行うこととしております。ご意見は、対象施設選定の際に参考とさせていただきます。	原案のとおりとします
44	本編	2-51 外部給電可能な電動車を事業者に補助金を出して購入してもらい、災害時に提供してもらえるよう協定を組んでどうか。また、例示されている以外の設備も考えてはみたが、多岐に渡りすぎており、ここに書ききれない。アースまでをあえて抜き出して記載しているのは何か意味があるのか？書き出して可視化されてとてもいいことなので、項目の再検討を希望する。	補助金制度の創設については、今後の参考とさせていただきます。また、アースの列記については、上位計画である奈良県地域防災計画の記載項目と整合を図り現在の記載としています。	原案のとおりとします
45	本編	2-52 こもアークに抜き出して記載しているのは何か意味がありますか？書き出して可視化されてとてもいいことなので、項目の再検討を希望する。	アークに列記については、上位計画である奈良県地域防災計画の記載項目と整合を図り現在の記載としています。	原案のとおりとします
46	本編	2-52 災害が各地で起きる毎に変化していますので、ぜひ更新をお願いします。	今後の参考とさせていただきます。	原案のとおりとします
47	本編	2-52 他市町村の地域防災計画も参考にしたいかがでしょうか。	今後の参考とさせていただきます。	原案のとおりとします
48	本編	2-59 過去の大地震を見ても生活用水の確保も優先事項であり、香芝市においても大規模な災害によって吉野川水系からの給水が寸断されると飲料水だけでなく生活用水も確保する手段と体制が必要不可欠と考えます。	飲料水、生活用水の確保は優先事項との認識のもと、関、関西広域連合、県、隣接市町などとも連携し、給水体制の向上に努めてまいります。	原案のとおりとします
49	本編	2-76 「(イ)市広報紙及びテレビ、ラジオ、インターネット等を利用した普及啓発」と記載されていますが、SNSショート動画等の動画配信を活用することも明確化すべきではないでしょうか。	ソーシャルネットワークサービスの活用については、情報セキュリティの脆弱性などが懸念される状況にあるため、今後の防災・減災施策検討の参考とさせていただきます。	原案のとおりとします

連番	ご意見のあったページ	ご意見等の概要	市からの回答	修正の有無
50	本編	2-78 部活動で防災クラブの推進をし自主防災組織などの地域とつながった活動にするのも学校教育、社会教育の観点から見ても価値があると思われるし、小中学校の生徒が主体的となる防災活動の推進も他府県では進めているところが増えているため、学校教育と地域の活動を連動させた原力の強化は重要であると考えます。まずは、教員の中でできる防災教育を取り入れ(例えば、家庭科でバッククッキング、技術科で紙を使った地震に強い建物を考える、算数で支援物資の分け方など)ることから始めると教職員の働き方改革と対峙せずに済むと考えます。	今後の参考とさせていただきます。	原案のとおりとします
51	本編	2-87 色々な資料をご覧いただいていると思うが、他の地域防災計画を見て参考にされた方がいいかと思う。要配慮者を一括りにしすぎではないでしょうか。そんな中、外国人への対策は別に記載されているので比較的親切です。一人暮らしや遺児などの高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児・児童などについて個別の対策の記載は必要と考えます。聴覚障がい、視覚障がい等の対策は、普段熱心な市だと推測しているの、最低限記載した方がいい。女性、性的マイノリティの方たちへの対策も記載してはどうか。参考までに近い自治体で王寺町のをシェアします。 https://www.town.oji.nara.jp/material/files/group/21/bousai_suigai.pdf 他に全体的な防災計画として参考になる地域は熊本、仙台もあります。時間がなくそこで丁寧に照合はできませんので各自確認をお願いします。	本市では、市と医師会等との協力により策定しております。「災害時の医療機関連携マニュアル」等を踏まえて現在の記載とされているところで。今後、本計画の修正や関連諸計画の検討時に参考とさせていただきます。	原案のとおりとします
52	本編	2-94 災害時帰宅支援ステーションを防災マップにも記載してはどうでしょうか。	防災マップの紙面サイズ等も踏まえての検討が必要となっておりまいますが、更新時の参考とさせていただきます。	原案のとおりとします
53	本編	2-96 SNSによる情報発信だけでなく受け取ることもできるのでは？	情報の受け取りについては、ウィルス対策や多種多様な情報を適切に受領管理する体制の構築などが必要となるため、今後の災害ボランティアセンターのICT化検討時の参考とさせていただきます。記載は現行のとおりとさせていただきます。	原案のとおりとします
54	本編	2-98 一斉帰宅抑制(72時間)に伴い、子どもを迎えに行けない保護者が発生することを念頭に対策をすることが重要と考えます。「震度5弱以上の地震が発生した場合、安全が確認された後の保護者への引き渡しを原則」とありますが、保護者が一斉帰宅抑制をされている、引き渡しが出来ないのではないのでしょうか。	ご指摘のとおり様々なケースが想定されることですが、「保護者が引き取れない、または時間を要する場合には、学校等で待機することを基本とする。学校等が被害を受けている場合は、あらかじめ学校等が定めた近隣にある指定緊急避難場所等で待機することを基本とする。」という基本体制を記載しています。	原案のとおりとします
55	本編	2-100 策定はできているが実際に使える策定かどうかの確認が必要。自治体との共助もより具体的に計画しなくてはならない。	後段に「地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画(BCP)策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動等を行い、事業所の防災力向上を促進する。」と記載しており、今後、香芝市商工会とも連携し企業防災力の向上を促進してまいります。	原案のとおりとします
56	本編	2-101 普段チラシなどを配布するだけの関係では事業所は参加しないと思われるので、主体的積極的に参加してもらうための工夫が必要だと思います。	香芝市商工会および香芝市では、『商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律』に基づく『事業継続力強化支援計画』を策定し、令和2年3月より企業防災力の向上に向けた各種取り組みを進めているところです。	原案のとおりとします
57	本編	2-102 地域防災計画の修正する前に、地区防災計画の策定を積極的に働きかけるべきだったと考えるかどうか。次の地域防災計画では、地区防災計画で算出された備蓄品を集計し組み込むことで計画の一部がよりリアルな内容になる。また、今後自主防災組織は必須にしていこうと、他団体やサークル(要配慮者、ペット飼育者など)においても地区防災計画の策定を推進すると良い。また丸投げでは(BCP同様)使えない計画が増えてしまうので、伴走するアドバイザーは必須と考えます。個別避難計画との連携も同様に伴走が必要と考えます。	市内各地区への災害特性を踏まえ、地区防災計画の策定に取り組みしていただくことは地域の防災力向上を図るうえで重要と考えております。今後の参考とさせていただきます。	原案のとおりとします
58	本編	3-10 職員の集集途上における被害状況報告や市民、自治会等からの被害情報を収集・集約以外にデマに注意しつつSNSでの住民からの投稿にも目を配る必要があるのではないのでしょうか。	SNSにつきましては、媒体が多岐にわたりますので、特に災害の初期期においては、災害時のデマ情報などに惑わされることのないように確度の高い自治会、自主防災組織から、情報収集部情報収集整理班が被害情報の収集・集約に注力することとし記載しているところです。とは言い、様々な媒体から広く情報を収集することの有用性も認識はしているところで、今後の参考とさせていただきます。	原案のとおりとします
59	本編	3-10 「被災建築物応急危険度判定士」の育成をここで生かしてはどうでしょうか。併せて不安があるのであれば普段から研修や訓練などを共にすることで信頼関係を築いてはどうでしょうか。	避難所開設時には、本市職員で応急危険度判定士の研修を受けたものによる判定、避難所避難所班による簡易判定を行い、指定避難所の被災状況の確認、安全確保など開設のための準備を行うこととしているところです。応急危険度判定は、発災直後の指定避難所の開設時に現場に到着し、危険度判定にご協力を頂くのは困難と想定しております。	原案のとおりとします
60	本編	3-11 4-10 これを可能にするための共助の仕組みをしっかりと作ろう。	地域の防災力の向上に向けて自動、共助の仕組みづくりに努めてまいります。	原案のとおりとします
61	本編	3-26 4-35 コミュニティFMと協定を組んで臨時災害放送局を開局してはいかがでしょうか。	当該事項は、防災関係機関との情報連絡・共有を図る事項等として記載しているところです。なお、市民等に関する災害時の情報提供体制等を確立すべく災害時における放送に関する協定をFMヤマトを運営する合同会社YAMATOと令和3年3月17日に締結しているところです。	原案のとおりとします
62	本編	3-28 4-38 コミュニティFMと協定を組んでいるのは、総務省が推進している大規模災害発生時の「臨時災害放送局」を開局する目的も含まれていると推測しますので計画に記載してはいかがでしょうか。	臨時災害放送局とは、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害の軽減に役立つよう、被災地の地方公共団体等(災害対策放送を行うのに適した団体)が開局する臨時かつ一つの目的のためのFM放送局のことで、「関機の措置」として総務省情報流通行政局等に申請し、免許を受けることができます。本市に關機については、コミュニティFM局が開局されているため協定を締結しているところです。	原案のとおりとします
63	本編	3-29 地域住民のための専用ファクシミリは現状なのか。統計的なものが手元にないの不明だが、昨今の災害時での活用事例を踏まえて再検討ください。	ファクシミリは、口頭で伝えることが困難な方々への対応、あるいは、口頭のみで明確に伝えることが困難な事象の伝達など、重要な役割を担っていると考えております。	原案のとおりとします
64	本編	3-49 4-62 在宅福祉サービスを受けてる方はサービス毎に事業者が異なるし、介護の場合はケアマネージャー、看護の場合は支援員が担当しているため、民生委員等地元を担当者と共に普段から情報を共有しておくことが大切と考えます。	「自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア等の協力を得て」と記載していますので、災害に備え自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア等との情報共有に努めてまいります。	原案のとおりとします
65	本編	3-52 4-64 ラジオでの周知もインターネットが使えない場合は特に有効と考えます。備蓄品に(手回し)ラジオを備えるのも良いのではないのでしょうか。	今後の参考とさせていただきます。	原案のとおりとします
66	本編	3-52 4-64 指定避難所の開設に関して「ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、消防団員やあらかじめ要請した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とするところができる。」と記載されているが、該当する自主防災組織に要請は行われていますか。	速やかに避難所を開設するためには、避難所毎に避難所の開設・運営マニュアルを定めることが望ましく、今後、これらの検討とあわせて当該自主防災組織の明確化を行ってまいります。	原案のとおりとします
67	本編	3-53 4-65 香芝市避難所運営マニュアルが策定されているとのことなので、普段から自主防災組織、PTA、学校運営協議会など、避難所運営に携わる可能性の高いところと継続して考える機会や普段から顔を合わせる機会を設けられてはいかがでしょうか。	防災訓練の実施などにあわせて、多様な主体が参加いただける機会の創出に努めてまいります。	原案のとおりとします
68	本編	3-53 4-65 子どもの遊ぶスペース、勉強スペース、静かにいたい時のスペースの確保、ペット同伴避難ができるよう計画に含めてはいかがでしょうか。香芝市避難所運営マニュアルに記載の「iv避難所の子どもたちへの対応」について具体的に何も書かれていないのはなぜでしょうか。	子どもに配慮したスペース(更衣室、洋式トイレ、洗濯干し場、授乳室、交流(遊び)スペース等)の確保や、子ども等の安全に配慮し相談窓口の設置などを記載しているところですが、避難所の運営対応は災害発生時から時々刻々と変化し、その主体も多岐に渡ることから詳細事項については香芝市避難所運営マニュアルに記載することとしております。	原案のとおりとします
69	本編	3-54 4-66 スフィア基準を満たした計画とすることを望みます。	地域防災計画は、災害対策基本法等に基づく法定計画であるため、今後の防災基本計画、奈良県地域防災計画等の修正動向とも整合を図り女性や要配慮者に配慮したトイレの充実を努めてまいります。	原案のとおりとします
70	本編	3-55 4-66 地域団体で語学対応をされているところと事前に協議しておくのと良いと考えます。	今後の参考とさせていただきます。	原案のとおりとします
71	本編	3-55 4-66 南海トラフ地震のような海溝型大規模地震の際は沿岸部が優先となる可能性があるため、市以外が所有する施設、ホテル・旅館等の民間施設の活用も含め、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て、可能な限り多くの避難所を開設し、小規模災害と広域大災害それぞれの想定が必要ではないでしょうか。	本市では、指定避難所とは別に、災害時に敷地の一部を一時避難場所としてご提供いただくべく民間施設の管理者様と協定を締結するなどの取り組みをしております。今後もこうした取り組みを継続してまいりたいと存じます。	原案のとおりとします
72	本編	3-59 4-71 DMATが入る前に必要な場合を想定し、教護所としての備蓄品はもったあったほうがいいと思います。	当該事項については、災害医療等に関する事項として、第2編 災害予防計画 第2章災害に備えた防災体制の確立 第5節 応急医療体制の整備 3. 医薬品等の確保供給体制の整備に記載しているところです。	原案のとおりとします

連番	ご意見のあったページ	ご意見等の概要	市からの回答	修正の有無
73	本編 3-77 4-85	緊急車両優先の時期と重なる場合、個人の支援活動（物資、人的支援）の窓口を近隣市町村に設けるのはどうでしょうか。	当該事項は、市町村相互応援協定に関する受援体制等を記載しております。個人の支援活動の窓口として災害ボランティアセンターを設置することとしています。	原案のとおりとします
74	本編 3-81	一斉帰宅抑制に伴い子どもを迎えに行けない保護者が発生することを念頭にいた計画を策定してください。	災害発生時において、何らかの理由により、保護者が迎えに行けない（連絡がつかない）場合を想定し、予め「緊急時連絡（引き渡し確認）カード」を作成しています。これにより、保護者以外の親族のかたにも緊急時には連絡がとれるようにしています。 なお、災害発生時の対応方法等については、「危機管理マニュアル等」を作成しており、本マニュアルに沿って行動することとなります。本マニュアルでは、大地震等の災害発生時において、基本的には保護者に速やかに引き渡すこととしておりますが、上述の緊急時連絡（引き渡し確認）カードに届けられている代理人に引き渡すことも可能としております。また、保護者がすぐにお迎えに行けない場合であっても、こどもの待機が長時間に及ぶ場合を想定して一時的な食料等も備蓄しております。	原案のとおりとします
75	本編 3-87 4-119	「愛がん動物（ペット）は基本的にいずれの指定避難所でも受け入れを行うが、・・・」と記載されていますが、市所管施設以外の避難所でも受け入れるということでしょうか。	災害時における迅速な避難の実施、二次災害の防止などの観点から、愛がん動物（ペット）との同行避難が推奨されているところであり現記載としております。ただし、「基本的に」としては、災害時の指定避難所の状況によっては、施設を限定する事柄も考えられます。	原案のとおりとします
76	本編 3-87 4-87	ここへの記載ではないかもしれませんが、自助で備えておくべき物資の数をあらかじめ市民に伝えておく必要があると考えます。	第2編 災害予防計画 第2章 災害に備えた防災体制の確立 第10節 緊急物資確保体制の整備 3. 市民による備蓄の推進に記載してるところであり、今後、周知に努めてまいります。	原案のとおりとします
77	本編 3-88 4-88	コミュニティFMやSNSでの発信も実施されてはどうでしょうか。	当該事項については、オ、報道機関等として記載しているところです。	原案のとおりとします
78	本編 3-88 4-88	コミュニティFMやSNSでの発信も実施されてはどうでしょうか。	(再掲)	原案のとおりとします
79	本編 3-89 4-89	自助、共助での備えを促進するため、市が備蓄する食糧は市民全員でないことを周知してはどうかでしょうか。	第2編 災害予防計画 第2章 災害に備えた防災体制の確立 第10節 緊急物資確保体制の整備 3. 市民による備蓄の推進に記載してるところであり、今後、周知に努めてまいります。	原案のとおりとします
80	本編 3-90 4-89	避難所での受付の際に食に関する要望を事前にとることでニーズに沿った調達供給がしやすくなるのではないかと。	災害においては、避難者名簿（帰宅困難者、屋外避難者を含む。）を作成し、避難者の実態を把握することとしており、その際に介護食アレルギー対応食品、介護食品の必要性等について確認を行います。	原案のとおりとします
81	本編 3-91 4-90	ほ乳瓶と記載されていますが、水道水が利用できないことを想定し洗浄の必要がない紙コップでの授乳を提唱しているところも増えています。	本市では、洗浄の必要がない使い捨てタイプのほ乳瓶の備蓄にも努めております。いただいたご意見は生必需品を調達する際の参考とするとともに、小さなお子様のおられるご家庭での備蓄品としても啓発にも努めてまいりたいと考えます。	原案のとおりとします
82	本編 3-91 4-91	物資等を供給にあたり、迅速と配慮の対峙が被災地ではよく起こることもわかりますので、そうなった場合の対応も一言あると良い。	避難所運営訓練などを行う場合に参考とさせていただきます。	原案のとおりとします
83	本編 3-91 4-91	市は毛布、寝袋、おむつなどの物資を備蓄しているとありますが、22,000人分でしょうか。	当該事項については、資料編 災害用備蓄物資一覧に記載しているところです。	原案のとおりとします
84	本編 3-96	北海道胆振東部地震の際は広域でブラックアウトが発生しましたので、その他のライフラインで関西地区全電源喪失時の対応策を別途用意する必要がありますと考えます。	北海道胆振東部地震に伴うブラックアウトや台風による停電被害などを教訓とし、国（経済産業省）及び各電力会社において電力ネットワークの強化によるレジリエンス強化対策などの取り組みが進められているところです。 本市においても、非常用電源の燃料の備蓄などに取り組んでまいります。	原案のとおりとします
85	本編 3-112 4-112	市民等への周知の手法にコミュニティFMを加えてはどうかでしょうか。	当該事項については、オ、報道機関等として記載しているところです。	原案のとおりとします
86	本編 3-119 4-119	ペット同伴避難所の開設と協力施設の開拓も必要ではないでしょうか。	愛がん動物（ペット）は基本的にいずれの指定避難所でも受け入れを行いたいと考えていますが、避難所の居室スペースには愛がん動物（ペット）の持ち込みは行わないこととしており、被災状況に応じて、県、獣医師会、動物愛護団体等と連携し、指定避難所における愛がん動物の情報を提供すると記載しているところです。	原案のとおりとします
87	本編 3-119 4-119	ケージに慣らしておく等の普段からの備えを記載してはどうか。	愛がん動物飼養者の義務については、日常的に心得ていただくことが重要でありますので第2編 災害予防計画 第3章 地域防災力の向上 第1節 防災意識の醸成（1）普及啓発の内容に、愛がん動物の避難同行時の留意事項及び避難所での扱いを記載しており、周知に努めてまいります。	原案のとおりとします
88	本編 4-55	電話、伝令、ファクシミリ、防災行政無線とありますがラジオを加えてはどうかでしょうか。	下段に記載しております報道機関に該当いたします。	原案のとおりとします
89	本編 5-6	義援金がすぐに避難者のニーズに沿った支援物品購入に使われることで個人物品支援の混雑を軽減できる可能性が高いので、避難生活をしている住民のニーズを吸い上げる仕組みを作り、ニーズに合わせた物品の確保を市内に入った中間支援団体などへ依頼し、仕分け、配布を行う。その際の購入費に使用する旨の記載をしてはどうか。	被災者のニーズを的確に把握し、公正、公平に義援金等の配分をおこなう必要があるため義援金配分委員会を設置することとしています。当該事項は、義援金配分委員会の専権事項となりますので現記載のとおりです。	原案のとおりとします
90	本編 5-7	保管、仕分けする拠点を市内だけでなく、市内へ車両が入りにくい状況を考え隣接した近隣市町村にも設けてはどうか。	義援品の保管が市内で困難な場合に、代替施設を検討する際の参考とさせていただきます。	原案のとおりとします
91	本編 第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画	南海トラフ地震に特化した対策推進計画では、自衛隊等の派遣が見込めない可能性も考え（自衛隊もリソースに限りのあるため沿岸部に行く可能性が高く奈良自衛隊の優先順位が上がらない可能性がある）自分たちだけの公助、共助の計画を記載した方が良いと考えます。	当該計画は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第5条第2項の規定に基づき策定する計画となっています。 自助・共助の重要性については第2編災害予防計画 第3章 地位防災力の向上に記載しております。	原案のとおりとします
92	資料編 41	緊急用浄水器の配備箇所が4ヶ所となっていますが、今後、各小中学校へ拡大されますか？	本市では、断水時の応急給水拠点を市内7箇所にて定め、給水車や給水タンクを用いた給水計画を定めるとともに、地域や施設の状況を踏まえた各種の応急給水手段を備えるようにしています。「緊急用浄水器」はその手段の一つであり、配置している施設はご指摘の4施設のみですが、その他の施設等においても、「耐震性緊急貯水槽」や、持ち運びのできる「緊急用浄化装置」など応急給水のための設備を別途備えております。こうした背景から、現時点では「緊急用浄水器」の増設等の予定はございません。	原案のとおりとします
93	資料編 58～65	市民に周知していただきたい。	周知に努めてまいります。	原案のとおりとします
94	資料編 79～84	この書類を記入する際に、要配慮のできるチェック項目があるとニーズ収集と調達がスムーズにいくのではないかと。例）紙パンツ、粉ミルク、ハラル食、食物アレルギーなど	災害対策基本法施行規則第8条の規定に基づく、国・都道府県等へ被災者台帳情報を提供する際の様式であり、本市における把握情報を網羅的に記載するためのものではありません。いただいたご意見については、避難所運営マニュアルに記載しております、「避難所名簿」に反映できるかを検討いたします。	原案のとおりとします
95	資料編 96	より身近な出来事と捉えられるよう記録として残っている写真を記載してはどうかでしょうか。	計画策定の資料編であるため写真掲載は予定していません。 ご意見いただいた過去の記録画像等については、広報や出前講座等での活用を検討していきたいと思っております。	原案のとおりとします